

相談室 Q & A

税・社会保険関係

Q

離れて暮らす両親を自身の扶養に入れたい従業員に対する必要な手続きや確認事項は何か

九州の実家を離れて働く入社1年目の従業員から、両親の急な身体の衰えが気になり、介護施設への入所も視野に入れた上で、両親を自身の扶養に入れたいという相談がありました。税金や社会保険に関する必要な手続きのはか、会社として確認すべき事項などについて教えてください。

(大阪府〇社)

A

父母は同居・別居にかかわらず、税法、健康保険法のいずれも扶養に入れることは可能。
ただし、税法と健康保険法では要件が異なるため、収入や仕送り額などの詳細な確認が必要

回答者 高橋香澄 たかはし かすみ 税理士(税理士法人みらいコンサルティング)

今井礼子 いまい れいこ 特定社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

1. 扶養の定義

扶養とは、自分で生計を立てられない人を経済的に養うことをいいます。従業員が扶養する親族を所得税法上の「扶養親族」とすることで、一定の金額の所得控除を受けることができます。また、健康保険法上の「被扶養者」と認定された親族は、保険料を負担することなく保険給付を受けることができます。

このように、所得税法上の「扶養親族」と健康保険法上の「被扶養者」は、どちらも家族を経済的に支援する制度ですが、その要件は異なります。それぞれの扶養の要件と手続きは、[図表]のとおりです。

2. 所得税法上の扶養

所得税法では、所得者と「生計を一にする」親族で、合計所得金額が48万円以下の人気が扶養親族となります^{※1}。

合計所得金額は、年ごとの1月1日から12月31日までの所得の合計額を指し、非課税所得は含めず算出します。収入が給与収入のみの場合は103万円以下、老齢年金のみの場合は年金収入が65歳未満で108万円以下、65歳以上で158万円以下の人気が、

合計所得金額が48万円以下に該当します。

※1 2025年12月以降は、合計所得金額の上限が58万円に引き上げられます。給与収入のみの場合は123万円以下、老齢年金のみの場合は65歳未満で118万円以下、65歳以上で168万円以下の場合に該当します。

「生計を一にする」とは、同居に限らず、別居でも常に生活費や療養費等の送金が行われる場合には該当します。

なお、扶養親族の12月31日時点での年齢により控除額は異なります。扶養親族が16歳未満では控除対象とはなりませんが、70歳以上の場合は老人扶養親族となり、納税者との続柄や同居・別居の区分により控除額が加算されます。

3. 健康保険法上の扶養

健康保険法では、被保険者により「生計を維持されている」75歳未満の親族で、原則として年間収入が130万円未満の人が被扶養者となります^{※2}。

被扶養者となる親族の範囲は、以下の①②です。
①配偶者、子、孫、兄弟姉妹、父母、祖父母等の直系尊属（別居でも可）
②①以外の3親等以内の親族、内縁関係の配偶者の父母および子（同居が必須）

図表 所得税法および健康保険法での扶養の要件と手続き

	所得税法上の扶養	健康保険法上の扶養
継柄の要件	<ul style="list-style-type: none"> 6 親等内の血族 3 親等内の姻族 児童福祉法の規定による里子または老人福祉法の規定による養護老人 <p>※青色事業専従者として給与の支払いを受ける人および白色事業専従者を除く</p>	<ul style="list-style-type: none"> 75歳未満の以下の親族 ①同居の必要なし 配偶者、子、孫、兄弟姉妹、父母、祖父母等の直系尊属 ②同居の必要あり 上記①以外の 3 親等以内の親族、内縁関係の配偶者の父母および子
収入の要件	<ul style="list-style-type: none"> 納税者と「生計を一にしている」(別居の場合、常に生活費や療養費等の送金が行われている場合は「生計を一にする」ものとして扱う) 合計所得金額が48万円以下 (合計所得金額はその年の1月1日から12月31日までの所得の合計額を指し、所得税非課税の収入は含まない) <p>※扶養親族の合計所得金額の要件は2025年12月1日から58万円以下に引き上げられる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者により「生計を維持されている」 被保険者と被扶養者が同居の場合 被扶養者の年間収入が130万円未満 (19~23歳未満の場合は150万円未満、60歳以上または障害者の場合は180万円未満)、かつ被保険者の半額未満 被保険者と被扶養者が別居の場合 被扶養者の年間収入が130万円未満 (19~23歳未満の場合は150万円未満、60歳以上または障害者の場合は180万円未満)、かつ被保険者からの仕送り額未満 年間収入は被扶養者該当後1年間の見込額を指し、所得税非課税の収入も含む
手続き	<ul style="list-style-type: none"> 扶養する年ごとに「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を会社へ提出 扶養親族が非居住者の場合は、親族関係書類や送金関係書類等の提出または提示が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 被扶養者該当時に加入する健康保険の保険者へ「健康保険被扶養者(異動)届」を提出 被扶養者の継柄や収入、仕送り等の確認書類の提出が必要

年間収入とは、被扶養者該当後の1年間の収入見込額を指します。非課税の収入も含むため、遺族年金や雇用保険の失業等給付などがあれば合算します。収入要件は年間130万円未満(60歳以上または障害厚生年金を受給できる程度の障害者は180万円未満)で、被保険者と同居の場合は被保険者の収入の半額未満、別居の場合は被保険者からの仕送り額未満の必要があります。

※2 2025年10月以降は、19歳以上23歳未満(被保険者の配偶者以外)の被扶養者の収入要件が150万円未満に引き上げられます。

被扶養者の認定は、会社が加入する健康保険の保険者(協会けんぽまたは健康保険組合)が行っており、詳細な要件や必要書類は保険者ごとに異なります。

4.ご質問のケースへの対応

[1]扶養要件の充足

従業員と別居する両親を扶養する場合、所得税法上は生活費の送金があれば扶養親族とすることができます。健康保険法上も父母は同居要件がありませんので、収入や送金等の要件を満たせば被扶養者とすることが可能です。

[2]扶養認定のための確認事項と手続き

(1)両親の年齢と収入の確認

まず、両親の年齢や収入から、所得税法上の扶養区分や健康保険法上の扶養の収入要件を確認しましょう。

(2)仕送り状況の確認

次に、従業員の仕送り状況を確認します。所得税法上の扶養は、父と母が日本国内で同居していれば、父か母どちらかへの仕送りでも両親とも扶養親族にできますが、健康保険法上の扶養では、父母それぞれへの仕送りが必要な場合があります。扶養認定に必要な書類は加入する健康保険の保険者に確認して準備しましょう。

(3)介護施設入所手続きと介護保険適用除外

最後に、介護施設への入所を検討中ということですが、施設の種類や入所前の扶養状況によっては、健康保険法上の扶養において同居扱いにできる場合があります。また、40歳以上65歳未満の被扶養者が「介護保険適用除外施設」に入所する場合は、「介護保険適用除外等該当・非該当届」の提出が必要になります。入所する施設が決まったら、加入する健康保険の保険者に必要な手続きを確認するとよいでしょう。